稲毛区地域福祉計画 推進協議会だより No.5

平成 20 年 11 月 15 日発行
編集　：　稲毛区地域福祉計画推進協議会事務局
稲毛区穴川 4-12-1（稲毛福祉事務所内）
TEL：284-6282　FAX：284-6193

第１・２回稲毛区地域福祉計画推進協議会開催

✪区推進協議会の目的・役割✪

（１）区の地域福祉計画に関する広報
（２）地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
（３）区地域福祉計画の取組状況の把握
（４）行政機関や社会福祉協議会との連絡調整

「花の都・ちば」
シンボルキャラクター
ちはなちゃん

平成20年６月21日(土)、８月23日(土)に稲毛区役所講堂において稲毛区地域福祉計画推進協議会(以下：区推進協)が開催されました。

第１回区推進協では、委員の互選により、委員長に鈴木委員、副委員長に原田委員が選任されました。続いて、千葉市地域福祉計画推進モデル事業概要及び地域福祉計画の取組状況調査について市より説明を行いました。

第２回区推進協では、千葉市地域福祉計画推進モデル事業申請状況及び地域福祉計画の取組状況調査について市より説明を行いました。続いて、広報の発行について事務局が説明し、２名の委員が編集委員として協力していただけることになりました。また、稲毛区内にある千葉市あんしんケアセンターみどりの家、双樹苑の職員の方にお越しいただき、事業の概要と担当区域内の事例を発表していただくと共に意見交換を行いました。

次回、区推進協は平成21年２月21日開催を予定しています。なお、この区推進協は、一般にも公開されています。

この度、稲毛区地域福祉計画推進協議会の委員長に互選され、微力ですが皆様のご協力をいただきながら役割を推進して参りたいと存じます。

さて、この区推進協議会も五ヵ年計画の三年目となりました。

稲毛区地域福祉計画として、五つの基本方針、十三の取り組みの方向性、さらに三十五の具体的な取り組みを目標として会議を推進して参りました。

この、稲毛区地域福祉計画推進協議会の本来あるべき姿は、区地域福祉計画の推進のために情報のプラットホーム(情報の収集、発信、共有、交換の場)として情報交換を通じて計画に基づく取り組みの成果を共有しながら、地域の課題の把握や今後の取り組みについて協議や意見交換を積極的に行う場であると考えています。

また、他地域おいて好事例があれば、自分の地域に持ち帰っていただき、積極的に実践していただきたいと思います。

今年度については、具体的な取り組みについて、どのように地域において取り組んでいるか、関係者の報告等を得ながら会議を進めていきたいと考えております。

また、推進協議会の具体的な取り組みについては、次回推進協議会の中で参加者の意見等を取り入れながら内容の充実を図っていき、安全・安心して暮らせる「まち」づくりを目指して活動していただければと思います。

あんしんケアセンターってなぁ～に？

稲毛区：みどりの家・双樹苑

千葉市あんしんケアセンターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるために設置されました。皆さんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、千葉市あんしんケアセンターを積極的にご利用下さい。

主な業務は、介護予防ケアマネジメント、権利擁護業務、総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務です。

こんな時はご相談下さい！

・介護保険を利用したい、介護保険がよく分からないので詳しく聞きたい。
・両親に認知症の症状が出てきたようで、日常生活やお金の管理に不安がある、管理の方法を知りたい。
・介護予防を勧められたが、何だかよく分からないし、どうしたらいいのかも分からない。　･･･など

稲毛区地域福祉計画

今号は稲毛区地域福祉計画の基本方針１と基本方針２の取り組みの方向性、具体的な取り組みを重点的に紹介します。計画の詳細をご覧になりたい方は、事務局へご連絡下さい。※次号では、基本方針３･４･５を紹介します。

また、インターネットでも閲覧できます。『千葉市地域福祉計画』で検索してみてください。

稲毛区地域福祉計画体系図

基本目標

みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛をめざして

ー心のバリアフリーから始まる“地域発”の新しい取組みー

基本方針１

地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

取り組みの方向性、
具体的な取り組み

(1)お互いを知る機会をつくる
　①挨拶から始まる地域との関わり
(2)困っている人の生の声に耳を澄ます
　①地域の情報交換の推進
　②回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱の」設置

基本方針２

「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

取り組みの方向性、
具体的な取り組み

(1)お互いを認め合った様々な交流の展開
　①ふれあいいきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充
　②保育所（園）幼稚園での地域交流の拡充
　③ごはんを一緒に食べる機会づくり
　④公民館を利用した子どもの活動の充実
　⑤いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流
　⑥学校での放課後
(2)誰もがぷらっと寄ることができる場づくり
　①自治会館の活用
　②公民館・コミュニティセンターの活用
　③子どもルームの空き時間の活用
　④児童福祉センターの活用
　⑤これからできる施設などについての活用方法の提案
(3)交通手段の確保
　①交通手段の充実に向けて

稲毛区地域福祉計画

稲毛区地域福祉計画には、基本目標とそれを実現するための５つの基本方針、13 の取り組みの方向性、さらに 35 の具体的な取り組みが示されています。この 35 の取り組みの内容に合致している地域での活動をご紹介させていただきます。

基本目標 → **５つの基本方針**

1．地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

2．「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

3．身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

4．人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連係プレー

5．緊急時に備えた日頃からの取り組み

取り組みの方向性２－（１）
→お互いを認め合った様々な交流の展開
具体的な取り組み２－（１）－④
→公民館を利用した子どもの活動の充実

――地域の実情に合わせた活動例を紹介します！――

黒砂公民館では、子供会育成委員による土曜教室「夢の箱」が開かれています。事業の狙いは、休日の子供の居場所として安全な空間と仲間のいる居場所の確保・年齢学年を超えて遊びの伝承・創意工夫・リーダーの育成などを目的として、年間スケジュールをもとに、縄跳びや鬼ごっこに始まる外遊び、泥団子作りやアートを楽しんだりマジシャンになったり、お化け屋敷・お餅つき・自治会と共催の防災訓練炊き出し体験もあります。

多様な年間事業を通じて子ども達自身が遊びを広め、より大きな自信と感動を得るきっかけ作りを目指しています。

公民館１階の広いロビーは、事業の無い日は常時解放されていて、大人から子どもまで自由に利用できます。隣接する「あおぞら公園」で遊べない雨の日や冬の寒い日など、土・日・放課後は公民館のロビーで安心して過ごすことができます。靴を脱ぎ、莫蓙の上でトランプやゲーム・読書・折り紙などをする姿がみられます。

階段下の「黒砂の資料保存」コーナーには、昔の農具や、海で集めた貝の標本などが展示してあり、地域の歴史を知るために総合学習で訪れる小学生に保存会のメンバーが説明することもあります。

情報提供者：山崎弘子広報委員

千葉市地域福祉モデル事業実施団体決定！

本年、千葉市が区地域福祉計画を具体的に実践していくために、区計画に位置づけた取組項目を新たに実践する団体等に対して助成を行う『千葉市地域福祉推進モデル事業』を実施します。（助成期間は、H20･H21 年度の 2 年間）千葉市内から 23 団体の申請があり、8 月 25 日（月）･26 日（火）に選定審査会が開催され、12 団体が決定しました。

稲毛区からは、4 団体から申請があり、以下の 2 団体が選ばれました。

千葉市社会福祉協議会稲毛地区部会	高齢者の生活課題の解決を支援するネットワークの構築
ボランティアグループ「ぐっぴぃの会」	“特徴ある”福祉マップの作成

社会福祉協議会という名称は聞いたことがあるけど、何をやっているのかなぁ～？会費を納めているけど、何に使っているのか分からない！？という方のために・・・

社会福祉協議会って・・・何？

社会福祉協議会（以下：社協）は、昭和26年に民間の社会福祉活動の強化を図るために全国・都道府県で誕生しました。その後、市区町村へ組織を拡大し、福祉活動への住民参加を進めながら、現在まで一貫して地域福祉活動推進の中心的な役割を果たしてきました。

「住み慣れた地域で、家族や友人とともに健やかに暮らしたい・・・」これは、すべての人々の共通の願いだと思います。

社協は、こうした願いを少しでもかなえるため、地域住民の方々、行政機関や福祉施設・団体などと協力し合って、総合的な福祉の推進を図るために、社会福祉法に基づき設置された、「民間の福祉団体」です。

事業の内容としては、地域での様々な活動の支援の他に、ボランティアセンターの運営、介護保険制度や支援費制度関係の事業、延長保育事業や子どもルーム運営、配食サービス事業なども行っています。

集めた会費って何に使われているの？

千葉市社協では、地域福祉活動を推進するために、会員を募集しています。会員の皆さんからいただいた会費は、千葉市社協が推進する地域福祉活動に活用しており、集まった会費の七割は、地区部会助成費として、皆さんの身近な地域（小地域）で地域福祉推進を展開している地区部会の活動費に使われています。

その他、法人運営事業として、社協を運営するための費用（理事会・評議員会開催費、通信運搬費、研修参加費、印刷製本費等の事務経費）や、調査研究企画費として会長表彰式開催費用や会員を募集するための費用、広報啓発費として地域福祉活動をＰＲしていくための費用として使われています。

☆編集後記☆

先日、稲毛区黒砂地区で「黒砂いまむかし目」が完成された。

忘れられていく地域の歴史・文化を残すために、地元の有志が「資料を保存する会」を結成し、調査し、まとめたものである。

そこに住めば、その地に愛着がわき、近隣の人々に思いがいき、更には、そこに生きた先人たちへのねぎらいの思いがわく。自らが帰属するところを愛せるのは幸せなことである。愛を発信する人たちで作りあげられたものは、良質であり、後々まで残るであろう、地域福祉もそうありたいと思う。

広報委員：生島郁子

稲毛区福祉の相談窓口

【稲毛福祉事務所】
[http://www.city.chiba.jp/ward/inage/inage.html]

・福祉サービス課
保健福祉総合相談窓口（☎：284－6282）
高齢福祉係（☎：284－6282）
児童福祉係（☎：284－6137）
障害福祉係（☎：284－6140）
家庭児童相談室（☎：284－6139）
《身体障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉等》

・社会援護課
社会給付係（☎：284－6135）
保護第一係（☎：284－6142）
保護第二係（☎：284－6143）
《生活保護の相談等》

・介護保険課
保険料給付班（☎：284－6232）
《保険料の賦課・介護保険給付等》
受給者管理班（☎：284－6241）
《要介護等の認定・訪問調査等》

【社会福祉協議会稲毛区事務所】
《ボランティア活動に関する相談や講座の開催、地区部会の支援、車椅子、特殊寝台の貸出し、生活福祉資金の貸付相談等》（☎：284－6160）
[http://www.chiba-shakyo.com/]

【小中台保健センター】（☎：256－9418）
《乳幼児の健康診査、育児相談、成人・老人の健康教育等》
[http://www.city.chiba.jp/ward/inage/konakadai-hc/index.html]

【あんしんケアセンター】
・みどりの家（☎：284－6811）
・双樹苑（☎：304－7740）
《介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、虐待の早期発見・防止、権利擁護等》